

一般質問日程

6月 14日 (火) Am 9:00 ~

- 1 . 川野 孝子 議員
- 2 . 武田 篤子 議員
- 3 . 唐澤 克己 議員
- 4 . 唐澤 健 議員
- 5 . 滝川 利秋 議員
- 6 . 前沢 光昭 議員

6月 17日 (金) Am 9:00 ~

- 7 . 松下 亨 議員
- 8 . 平澤 恒雄 議員
- 9 . 井原 康明 議員
- 10 . 壬生眞由美 議員



NO 1

令和4年6月1日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員 川野孝子

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1. 学校給食運営の現状について	<p>ウクライナ情勢や、円高等様な影響で物価高が相次ぎ、家計も圧迫される中、限られた費用で調理する学校給食を巡り、自治体や学校側が苦慮していると聞く。ウクライナ情勢についてはロシアの侵攻が始って3ヶ月以上が経つ。好転の兆しがない状況が続いている。豊丘村議会でも3月定例会において急遽、ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議」と全員一致で決議している。先日、中日新聞で「給食どうし！ 食材高騰」という見出しで学校給食の苦しいやりくりの実態が取り上げられていた。</p> <p>豊丘村の学校給食の実情を教育委員会、学校給食調理場の担当者から話を聞いた。</p> <p>(1) 令和4年4月の給食費から値上げやコストを聞くか。その経過と保護者への周知などどのように行われたか聞く。</p>	教育委員会 事務局長

No.2

令和4年6月1日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員 11) 野考子

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
	(2) 4月から値上げこれまでばかりいか この6月の補正で100万円が計上されている がどういった補正なのか説明を求める	教育委員会 事務局長
	(3) 給食費については歳計外公計でやり くりと聞く中で要・準保護児童への対応 をどのようにしているのか	教育委員会 事務局長
	(4) 食材の中にはお米については村内の認定 農業者が自分で作ったお米を使用、又野菜 については村内の何人かの人たちの作った 野菜を使ってこと、野菜を出荷にも うのになどいきでは受け入れてない現状 の中、どこで受け入れるのか?	担当者
	(5) 1日660食の給食を作っていたとして 担当者の苦しいやりくりの日々を聞く中で 6月補正の100万は焼け石に水となる。 今後更に物価高が続くことを予想され は村長として学校給食の運営について どのように考えますか?	村長

NO 3

令和 4 年 6 月 1 日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員 川野孝子

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
ス「一マスク体育」 指針、現状はどう なっていますか	<p>5月23日、政府から「体育の授業ではマスク不用」の指針が示され、教育現場では熱中症と、コロナ感染予防の両方の観点で配慮に考慮している。今まは特に暑い夏が予想されており、学校でのマスク着用は本当にやさしい対応が求められます。</p> <p>(1) 政府の考定は熱中症のリスクが高まる 「体育の授業でマスクは不要」というもので、現在、豊丘村の小中学校ではどのような指導を行っているのか。 又、県の教育委員会からの指導はどのようなものか</p>	
		教育長



令和 4 年 6 月 1 日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員 武田篤子

一般質問通告書

NO. 1

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
村のフレイル対策について ①～④ 質問 ⑤ 提言	①令和 2 年度から始まった、後期高齢者対象のフレイル検診、実際にはどのように行われているのか。また、この検診でフレイルの方が見つかっているのか、ここ 2 年の様子について伺う。 ②後期高齢者に限らずフレイルの可能性のある方や、後期高齢者でも検診を受診しない方など、フレイル検診から漏れる方への対応について伺う。 ③村のフレイルへの対策や、ならないための予防で行っている事など伺う。 ④普段、食事を作らない方が食事作りをしなければならない状態になった時に、援助や栄養指導など、村での支援はどのようなものがあるのかについて伺う。 ⑤運動指導と併せて、誰でもわかる簡単な栄養指導や、簡単に出来、栄養バランスの取れた食事の指導などでフレイル予防を行って欲しい。	健康福祉課長 健康福祉課長 健康福祉課長 健康福祉課長
だんQベリマッチ商品券について ①～③⑤⑥ 質問 ④⑦ 提言	①現時点で、だんQ商品券の取り扱い店舗はなん店舗か。その中で、商工会に加盟していない店舗はどのくらいあるのか伺う。 ②取扱店が商品券を預かった場合、どのような手順を経る中で現金になるのか。券を持って行った当日にお金に交換出来るのかどうかについて伺う。 ③村では、リフォーム助成事業や、消防団員の助成事業などでこの商品券が使われていますが、そ	産業振興課長 産業振興課長 産業振興課長

	<p>の他に、どのような事業で商品券が使われているのか。令和3年度では、村として、年間どのくらいの額が、現金に代わりだんQ商品券で使われているのかについて伺う。</p> <p>④村として、色々な事業の中で利用するように心がけてほしい。(例えば、日赤奉仕団員への補助や、行政ポイントの交換などで利用)</p> <p>⑤行政運営の中で、商品券の利用を考えていくことに関してどのように思われるか。</p> <p>⑥個人で、だんQ商品券の購入が可能かどうかについて伺う</p> <p>⑦村民の方に、だんQ商品券の購入が商工会で出来ることや、利用促進を、折に触れて広報して欲しい。</p>	村長 産業振興課長
--	---	--------------



4.6.1

第 二 号

令和4年6月1日

豊丘村議会議長 片桐忠彦 様

豊丘村議会議員

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1 農業を巡る現状と課題について	<p>村では、農業従事者の高齢化や減少が進み、それに伴う耕作放棄地の増加やその荒廃化が顕著になってきております。これは、農業の衰退という問題のみでなく、その地域の生きる環境そのものが破壊されていく兆候であると危惧しております。そこで、村の農業の現状を考察する中で、その課題を整理し、解決の糸口を引き出すために、下記の質問をいたします。</p> <p>(1) 村の農家数は、現在、専業、兼業それぞれ何戸か。 (2) そのうち、家族構成が65歳以上の方々のみの世帯はそれぞれ何戸か。 (3) 村への転入者の中で、実際に農業に従事した方々は近年どのくらいいて、現在の状況はどうなっているか。 (4) 農業には、食物を生産供給するのみでなく、昨今は環境を保全するという重要な役割がある。そのため、<u>農家であるなしにかかわらず、できる限り多くの地域住民の方々が農地を利用して作物生産に携わること</u>、また、<u>それがそれぞれの住民の方々の生きがいにも通じていく</u>、という視点で、行政がその方策に積極的に関与していく必要があると考えるがいかがか。</p>	産業振興課長
2 運転免許返納者への支援について	<p>高齢になり、好むと好まざるとにかかわらず、運転免許を返納せざるを得ない方々が増えてきております。村は河岸段丘に位置し、傾斜地が多いため、移動には車は必需品で、特に農家では、いわゆる“軽トラ”やトラクターの運転なしでは仕事にななりません。そのため、運転免許を手放すことは死活問題、あるいは生きがいの喪失の問題になってきます。そこで、こうした問題に対処するため、村の方針をお尋ねいたします。</p> <p>(1) 村としてこうした問題に対処するうえで、重視あるいは優先されていることは何か。 (2) この問題で、新たな施策を考えているかどうか。</p>	総務課長 または 担当課長



令和4年6月1日

豊丘村議会議長 片桐忠彦様

豊丘村議会議員 唐澤 健

一般質問通告書

次の通り通告します。

NO.1

質問事項	質問の要旨	質問相手
ジェンダー平等に関して	<p>1. ジェンダー平等に関して 役場からの文章発送に関して、(世帯主)様方(家族名)様、とされています。家族は個人として扱われていないと感じています。ジェンダー平等の観点から、この扱いを変えるべきと考えます。</p>	総務課長
役場の労働条件に関して	<p>2. 役場の労働条件(職員および会計年度任用職員)について 1) 残業・休日出勤の割増賃金について ①残業が月4時間になると代休取得することになっていますが、代休取得すれば割り増し分が支払われていません。これは違法です。職員はそうですが、会計年度任用職員も同じ扱いでどうか。 ②休日出勤の場合、振替休日を取れば割り増し分が支払われません。休日出勤の場合、振替休日は同時に指定され、指定された日に取得しているのでしょうか。指定の日に振替休日を取れない場合、代休はどのようにされていますか。また代休も取れない場合の扱いはどのようにされていますか。 ③指定していても指定日を変更した場合および振替日が指定されていなければ、割り増し分が支払われないのは違法です。私が以前勤務していた会社では、深夜残業(必ず代休を取るが割り増し分は支払われた。)以外の残業の代休はなく、休日出勤は代休取得でも、割り増し分は支払われていました。 なお、上記の件については、飯田労働基準監督署および県人事委員会に紹介しました。</p>	副村長 総務課長 副村長 総務課長 副村長 総務課長

質問事項	質問の要旨	質問相手
	<p>2) 有給休暇の消化について</p> <p>労働基準法の改正により民間企業は 10 日以上の年次有給休暇がある場合 5 日以上確実に使用できるようにならなければなりません。国家公務員に対しても人事院では平成 30 年 8 月 10 日付で、年次有給休暇の時季指定のルールを採用することにしました。地方公務員には適用されませんが、情勢適用の原則（地方公務員法第 14 条第 1 項）もあるので、同様の処置をとる必要があります。</p> <p>この件については、県人事委員会に確認し、同様の処置をとるべきだが、各市町村の判断に任せているとのことでした。</p>	副村長 総務課長
	<p>3) 生理休暇の取得について</p> <p>現在の取得率（閉経された方を除く）はどのようになっていますか。</p> <p>母体保護の立場から設けられた制度であり、女性の健康管理からも取得の推進をすべきであると考えます。管理職はどのような指導をされていますか。</p> <p>管理職への指導はされていますか。</p>	副村長 総務課長
		副村長



豊丘村議会議長 片桐忠彦様

令和 4年 6月 1日

豊丘村議会議員 瀧川利秋

一般質問通告書

次の通り通告します。

No. 1

質問事項	質問の要旨	質問相手
1、 水道管の更新工事に合わせて説明看板設置を	<p>令和3年度から始まった水道本管の更新工事は、村の事業計画に沿って、計画通りに実施されている。</p> <p>予定通りに進めば、令和5年で河野地区全域が完了する。全村完了するには、二十数年にわたる大事業と言われている。</p> <p>6年前、久保田元代表監査が、9月議会の監査報告の中で、「今後、村では老朽化した水道管の更新工事が予想され、総延長は126km、ここから茅野市までに匹敵する距離で、メートル当たり2.5万円として、数十億の大きな事業、住民に知らせ、住民全體で共通認識として取り組むことが必要」と話されていた事が、本当にもう始まつたんだとつくづく実感している。</p> <p>そこで、この水道本管更新工事についての質問と提案を行う。</p> <p>(1) 昨年から始まった更新工事は、今後、全村完了までに、およそどの位の年月がかかり、全体予算はどの位を見込んでいるのか。</p> <p>(2) 工事は、昨年からいくつかの工区に分けて実施されている。その工事を通じてよかったです点、反省点などを今後にどう生かしていくか、また、工区ごと請け負った会社は別々だが、工事全体で、通行止めの区間など、連携をとる共通事項もあると思われるが、発注者として、どんな指導、監督をしていくか。</p> <p>(3) 水道本管の更新工事は、新設とは違い、また、道路改良などとは違って、地下の見えない部分であり、利便性から言っても今までと変わらない事から地味な事業である。しかし、水は、住</p>	建設環境課長 建設環境課長 建設環境課長

	<p>民生活に欠く事のできない、命にかかわる大事な事業、先ほど紹介した、久保田元代表監査の言葉の通り、住民全体で水道事業の重要性を認識する機会にすべきと考える。そこで、各水源地へ井戸の深さ、配水池、配水区域などを表示した看板の設置を提案します。看板を通じ、自分たちの飲んでいる水の水源、流れを知り関心を持つことで、水道の大切さを再認識し、また、それにより、行政の中身、仕組みが理解され、行政に参加することにもつながると考える。もつと言えば、看板まで設置して、その地区的水道管工事は完了と言える。是非、設置をお願いします。</p> <p>村道の法面、用排水路の畦畔の草刈りは、一貫道路周辺の新田地帯では、地先の責任として、隣接する耕作者、土地所有者が行っている。しかし、慣習で行われている場所の中には、個人で負担するには、首をかしげたくなるような広大な法面を持つ特異な場所もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 村は、村道の管理者として、広大な法面を持つ特別な場所を調査してみていただきたい。 (2) そういった場所の個人の負担軽減のため、村は区、当事者と相談し、対策をお願いしたい。 	
--	---	--



令和 久年 6月 1日

豊丘村議會議長
片桐 忠彦 様

豐丘村議會議員 前沢光昭

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1、高森町にできる場外舟券売り場について	<p>新聞報道されているように、高森町山吹に場外舟券売り場の施設建設の計画があり、来年秋の営業開始をめざしている、報道ではすでに予定地の地権者と仮契約を済ませている。現在の段階は地元区で区内の地区に説明会の段階。地元で51%以上の合意が得られれば警察、国と協議に入るとの報道です。</p>	村長
	<p>①建設されるとなればこの地域にはない、初の公営ギャンブル場となる。「隣町にできる施設」ではすまない、周辺地域にも大きな影響を与えることとなる。ギャンブル依存症が問題となり、日本では320万人の人が依存症で国でも「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき対策チームを立ち上げている。</p> <p>豊丘村は近隣自治体であり舟券売り場については他人事ではない。問題ではないかと思う。隣町のことで何も言えないということもできるが、村長はこの件でどのように考えるか。反対の意思表示の考えはないか。</p>	総務課長
	<p>②高森町においても、5月末時点ではまだ大きな動きはないが今後の注目が必要と思う。</p> <p>「ギャンブル依存症等対策基本法」は国では平成30年に施行、県の動きは今後わからないが具体的対策は必要と思うが動きはつかんでいるか。</p>	

2, 教育費の保護者負担について	<p>義務教育は憲法の規定により無償でならなければならない（26条）となっている。</p> <p>従って高校や大学のように授業料により、受益者負担に</p> <p>転嫁できないもので原則として本来ならすべての経費を公費で賄わなければならない。</p> <p>しかし実態は大きな保護者負担がある。</p> <p>①給食費をはじめとして学校徴収金というものがある。</p> <p>教科活動、児童会・学級活動、クラブ・行事、遠足・修学旅行、学校給食など。県の教育委員会が公表した令和3年の資料では豊丘村は児童生徒一人当たり、小学校約76,000円、中学校約96,000円。コロナ禍で値下げされた中でもこの金額。きょうだいがいれば数倍になる。</p> <p>生徒児童の学校徴収金は年間でどのくらいになるのか、小学校6年間、中学校の3年間ではおよそどのくらいになるのか。学校徴収金以外の負担もあると思うがどのくらいになるのか、保護者負担と公費負担の判断の基準はあるか。</p> <p>②厚生労働省の資料では令和2年の子どもの貧困率は最新で13・5%。各クラス複数人いる計算になる。子育て家庭では教育にかかる費用が家計を圧迫している。</p> <p>このことについてどう考えるか</p> <p>③給食費は学校徴収金の中でも大きな比重。この中で令和2年は6町村が0円で無料。令和3年は11町村、1組合0円になった。御代田町、南牧村、小谷村は10,000円以下。</p> <p>政府は今回、コロナ禍で物価高騰に直面する建設業者や学校給食費への支援に地方創生臨時交付金を活用できることを示している。</p> <p>豊丘村でも無料あるいは半額への引き下げへ踏み切れないか。そのため地方創生交付金の積極的活用を諮るべきと思うが。</p>	教育長 教育長 教育長 村長
------------------	---	---



令和4年6月1日

豊丘村議会議長 片桐 忠彦 様

豊丘村議会議員

松下 実

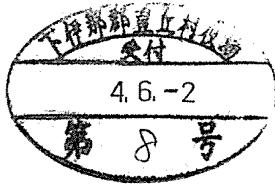
一般質問通告書

次の通り通告します。

NO. 1

質問事項	質問要旨	質問相手
自治組織のガイドブック作成事業について	<p>近年、村の諸施策の成果もあり転入世帯が増え、喜ばしい状況である。</p> <p>村に転入すれば、同時に区や自治会・隣組という自治組織に加入し、必要な負担金を納め共同活動にも参加することを原則としています。</p> <p>しかし自治組織においては、加入後の負担金や共同作業等を巡り以前から居住している住民と転入した住民との関係が、価値観などの違いから組織運営に苦慮する事態が生じていることを見聞する。</p> <p>また私の近辺でも、自治会等に加入していた人達が脱退してしまう残念な事例が発生しました。</p> <p>その主な理由は、自治会等に加入して一定の負担をすることや、得られる利益について予備知識がないことが考えられます。</p> <p>また、自治組織の諸活動においても、以前からの慣習の押し付けと、転入側の溶け込むための努力不足も挙げられます。</p> <p>今後、村の移住促進政策で転入者の増加が見込まれるが、呼び込んだ以上、既存住民と良好なコミュニティ活動を通じて、「この地に引っ越ってきて本当によかった」と感じていただく必要がある。</p> <p>そこで、先進事例なども紹介しながら、以下について質問します。</p> <p>1 自治組織(区・自治会・隣組)の加入状況と抱えている課題・問題点等 (1) 過去3カ年の新規転入状況</p>	担当課長

	<p>① 区別の新規転入世帯数と人数。</p> <p>② 自治組織(区・自治会・隣組) 加入についての説明方法と、説明資料の有無は。</p> <p>③ 新規転入者の内、加入義務世帯はどのような皆さんがなっているか。</p> <p>(2) 自治組織内における課題・問題点</p> <p>① 自治組織へ加入していない世帯の状況は。 (区別の全世帯数と未加入世帯数)</p> <p>② いったんは加入したが、何らかの理由で脱退するケースはあるか。ある場合は、世帯数とわかっている場合はその理由。</p> <p>③ その他、村が把握している自治組織加入に関する問題点・課題は。</p> <p>(3) 自治組織を説明する取組みの現状</p> <p>① 移住セミナー等では、自治組織に関しどのような内容を説明しているか。また、用いる資料は何か。</p>	担当課長
	<p>2 自治組織のガイドブック作成事業について 京都府南丹市における「集落の教科書」事業の紹介。</p> <p>(1) 豊丘村で行う場合、事業主体は区や委員会などが考えられるが、すでに取り組みを行っている自治会等があるか。ある場合、その内容は。</p> <p>(2) この事業について、区など自治組織から何らかの動きはあるか。</p> <p>(3) 作成費用は県の元気づくり支援金の対象になると思われるが、どうか。</p> <p>(4) 自治組織ガイドブックができた場合、次の事項についての考えは。</p> <p>① 村の活用方法。</p> <p>② 効果と評価は。</p> <p>(5) 事業を実施するためには、村の経費助成や人的支援などが必要になると思われるが、どのように考えるか。</p> <p>(6) この事業について、作成意思と意欲ある区についてはモデル的に取組んでいただき、順次、他の区において取組んでいただけるよう協力依頼が必要になると考えるが、どのように考えるか。</p>	担当課長
		担当課長
		村長



豊丘村議会議長 片桐忠彦様

令和4年6月2日

豊丘村議会議員 幸澤恒雄

No.1/2

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1、帯状疱疹予防並びにHPVワクチンについて	<p>1) 先ず帯状疱疹ワクチンについて取り上げます。子供のころ水痘に罹った人は、その原因となるウイルスが体の中に一生残り、高齢化による免疫力の低下などが引き金となり帯状疱疹を発症します。神経痛のような痛みと水膨れを伴う赤い発疹が帯状に現れます。50歳を境に多くなり80代までには3人に1人が発症するということです。</p> <p>①村内及び近隣での帯状疱疹の罹患状況について伺います。</p> <p>皮膚の症状は3~4週間ほどで治っても、焼けるような痛みが残り、顔面神経麻痺や目・耳などの重い後遺症が出ることがあります。厚生労働省から50歳以上に対する帯状疱疹のワクチン予防が示されています。</p> <p>②ワクチンの予防効果や厚労省の周知についてどのように捉えているか伺います。</p> <p>ワクチンは2種類あり安いのは8000円ほどを1回、高いものは20000円程を2回打つものです。全国では13ほどの自治体がワクチン接種の費用助成をしているようです。</p> <p>③ワクチン接種の啓発や費用の助成をすることについて伺います。</p> <p>2) 次に、HPVワクチンを取り上げます。HPVはヒトパピローマウイルスのことを言い、子宮頸がんの主な原因となります。</p>	健康福祉課長 健康福祉課長 村長

令和 4 年 6 月 2 日

豊丘村議会議長 片桐忠彦様

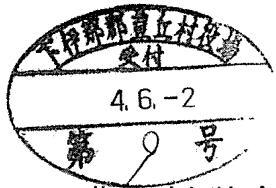
豊丘村議会議員 斎澤恒雄

No.2/2

一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
	<p>20~30歳代の女性が発症するがんの多くを占め、国内で年間に約11000人がかかり約2800人が亡くなります。2013年に公費で賄う定期接種になりましたが、多くの副反応と疑われる報告が相次いだため、積極的に勧めることを中止しました。しかし昨年11月、厚労省は最近の知見を踏まえHPVワクチン接種の積極勧奨を再開しました。</p> <p>① 積極勧奨再開に対する村の考え方と、周知・相談体制について伺う。</p> <p>積極勧奨を行わなかった期間に接種を逃した人には、希望すれば出来るキャッチアップ接種が行われます。</p> <p>② キャッチアップ接種の村の対応と、HPVワクチン接種の状況について伺います。</p>	健康福祉課長
2、がけ崩れの修繕費助成について	<p>1) 梅雨の時期を迎えます。毎年大雨による急斜面の崩落が起きています。佐賀県の武雄市では今年4月から、がけ崩れ防止工事費及び修繕費の半額、100万円まで助成しています。傾斜30度以上の人為的に形成されたものでない崖で、敷地に人家が1戸以上あることなどの条件があります。</p> <p>①村内でのこれに該当するようながけ崩れ被害はどういうか、被災者のお困り状況も含めて伺います。</p> <p>②当村でも武雄市の例にならい、修繕費用の助成を行うことについて伺います。</p>	建設環境課長 村長



令和4年6月2日

豊丘村議会議長 片桐忠彦様

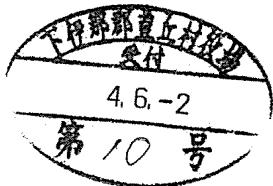
豊丘村議会議員



一般質問通告書

次の通り通告致します

質問事項	質問の要旨	質問相手
1. 当村における生活環境の向上について	<p>生活環境には、防災関係や子育て、生活支援、上下水道整備、治安など様々なことが取り巻き、一つの生活環境となっています。</p> <p>今回はこの中で治安関係でもある就学児童の安心安全確保について、特に最近の不審者情報メールに関連して伺います。</p> <p>質問</p> <p>①メール配信前の情報源と情報収集の内容はどの様か。</p> <p>②情報収集後の対応策と対応体制はどの様か。</p> <p>③防犯上心配となる場所の環境整備の考えはどの様か</p>	① 担当課長 ②③ 担当課長 教育長
2. 高齢化に伴う行政サービスの拡充について	<p>各地区や、村民は当村から様々な角度から行政サービスを受けています。行政と村民がお互い理解と協力のもと生活環境をよりよくして行くことが継続されていますが。しかし道路の環境整備は高齢化に伴い大変大きな課題と言えます。村内道路は南北、東西に数多くありますが特に県道（主要地方道伊那・生田・飯田線）の環境整備と一部河川に関連して伺います。</p> <p>質問</p> <p>①本来、村内の県道についてはどこの機関が整備をするのか。</p> <p>②県道につながる1級河川の土手については、どこの機関が環境整備をするのか</p> <p>③ますます高齢化が進むが、高齢化に対する対策の考えを伺う。</p>	①② 担当課長 ③ 担当課長 村長



令和4年6月2日

豊丘村議会議長 片桐忠彦様

豊丘村議会議員

一般質問書通告書

壬生眞由美

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
(1) リニア建設工事で心配されること	<p>4月25日に第25回村のリニア対策委員会が開催された。傍聴を通していくつかの点について質問する。</p> <p>① 福島地区の水涸れ対策について 大鹿村では4月11日から本坑の掘削が開始されている。戸中非常口は、昨年6月28日の掘削開始し、斜坑延長980mの約7割が完了したという。本坑掘削開始が迫る中で、代替水源整備計画の具体化と着手時期の見通しについて伺う。</p> <p>② 現在までの斜坑掘削による水涸れ箇所の有無や湧水について 対策委員会で、「既に水源の枯渇が起きている」という発言があった。対策室では確認しているか。また、坂島ヤードでは排水管6本から虻川に放流されている。労災事故の休工中、5/14にも3本の排水管からかなりの量の排水が見られた。これらはトンネル湧水なのか。湧水の量や、夏の渴水期の下流域へ影響、同様に戸中工区についてはどうか。</p> <p>③ 要対策土仮置きの現状について 掘削土は3日分をヤードで仮置きし、溶出検査の結果、環境基準値以上のヒ素を含む土を虻川沿いに仮置きされている。この要対策土について伺う。</p> <p>①発生した時期 ②発生個所 ③発生量 ④適切な保管方法（雨水の流入止や場外排水の水質検査など）を具体的に現地で確認しているか。⑤一般の発生土も同じ場所に仮置きしているのか。⑥今後発生すると想定される量は示されているか。</p> <p>要対策土のチェック体制について、山梨県の先行区間では、県が一定期間毎に発生土の化学性の検査を実施していた。安全性の確認は事業主体ではなく第三者が関わることも必要。近隣町村が県に対して要望すべきではないか。</p> <p>④ 要対策土最終置き場について 長野県内のリニア建設工事ではどの自治体も、JR東海が求める要対策土の活用先の斡旋には応じていない。 村では、発生土置き場として、併せて160万m³以上を奥山の谷で</p>	総務課長 総務課長 総務課長 村長

質問事項	質問の要旨	質問相手
(2) 学校給食の地産地消について	<p>引き受けている。これらとは別に、要対策土を受け入れの検討は公有地・私有地問わず、将来の管理を含めた第三者機関の慎重な審査を経ずにはあり得ないと考える。村長の見解を伺いたい。</p> <p>⑤ リニア対策委員会スタッフの異動に伴う情報の共有について 村のリニア対策室は、福島地区の役員や本山地縁団体の役員の方々が交渉し、取り決めしたことや懸案の重要事項をはじめ、新しいJR東海のスタッフに過去24回の対策委員会の経過を周知しているか。対策委員会は工事業者の報告会ではなく、工事の安全や村民の生活環境の保全のために懸念されることを話し合う有効な場となるよう改善すべき点、方策について伺いたい。</p> <p>ロシアのウクライナ侵攻により物価が上昇している。給食の食材が高騰する中、保護者の給食費負担軽減の予算も今定例会で提案されている。食料安全保障の観点からも地産地消は大切。</p> <p>3月定例会で、村内産農産物の学校給食への供給体制の課題について質問した。その後の経過について伺う。また、農産物を提供する担い手の確保、周知も必要。多様な生産者、就農者の広がりが必要であり、それにより農地の保全にもつながると思う。村としての取り組み方針などがあれば伺いたい。</p>	総務課長
(3) 新型コロナワクチン接種について	<p>新型コロナウイルスが発生して2年余りが過ぎ、新型コロナウイルスへの対応も国によりまちまちの状況ですが、豊丘村では6月1日から村内公共施設の利用制限を解除し、飲食を含めて通常利用が可能になりました。一方、健康福祉課では国や県からの通達によりワクチン接種の推進やコロナ感染予防対策の周知。教育委員会では学校や保育園の運営に苦慮されている。</p> <p>新型コロナワクチンの接種については、国や県の指導の下、重症化を回避するため、昨年6月に高齢者からの2回の接種が開始された。当初は若年層への接種は、感染しても重症化しない、あるいは副作用が起こりやすいなどの理由で積極的に進めなかつたが、この春から努力義務ではないが5歳の小児まで接種対象が広げられている。変異により弱毒化した新型コロナウイルスに対して、次世代を育む健康な若年層のワクチン接種は慎重であるべきという立場もある。ワクチン接種済みの人も感染している状況の中で、高齢者の4回目の接種が始まる。</p> <p>自治体によっては、小児のワクチン接種は慎重に検討すべき、あるいはワクチン接種後遺症相談窓口を設けている自治体もある。村長の見解を伺いたい。</p>	産業振興課長 村長